

内閣参質二一七第四〇号

令和七年三月七日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員浜田聡君提出議員宿舍の警備体制等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出議員宿舎の警備体制等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「自らの重責に自覚を持ち、身の安全を確保するためのリスクマネジメントを徹底すること」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府として、閣僚が、その職責を踏まえ、自らの安全の確保に努めることは当然のことであると考えている。

二について

国会議員宿舎については、居住者の安全を確保するため、第一次的には、その施設管理者において所要の警備が行われるべきものと認識しており、御指摘の「警備体制の詳細」については、警察においても必要な範囲で把握している。

三について

個別の事案を踏まえた対応については、これを明らかにすることにより今後の警備に支障を来すおそれがあることから、お尋ねについてお答えすることは差し控えたいが、一般論として申し上げれば、警察では、警護対象者（警護要則（令和四年国家公安委員会規則第十五号）第二条第一号に規定する警護対象者

をいう。以下同じ。）の身の安全を確保するため、必要な予算措置を含め、警護の不断の見直しを行っている。

四について

警察では、警護対象者に対して緊急的な退避の要領について説明するなど、その身の安全の確保に關し、必要な理解と協力が得られるよう努めている。